

9 住宅の応急修理

(住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理)



9-① 住宅の応急修理（住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理） 【準半壊以上（相当）】（内閣府告示 第7条第1項）

	一般基準	備考
対象者	災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊以上（相当） (全壊は修理することで居住することが可能な場合)
費用の限度額	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1世帯当たり 53,900円以内	<ul style="list-style-type: none"> ・特別基準の設定はなし ・1世帯当たりの平均ではなく、各世帯ごとの基準額 ・ブルーシート、ロープ、土のうなど資材費及び建設業・団体等が行う施工費用の合計
救助期間	災害発生の日から <u>10日以内</u> に完了 (その後の応急修理を迅速に実施する観点から、緊急に実施すること。)	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

9-① 住宅の応急修理（住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理） 【準半壊以上（相当）】

主な留意事項

- 令和5年6月16日内閣府告示第91号 本告示は、公布の日から施行され、改正後の規定は、令和5年4月1日から遡及して適用する。
- 屋根等に被害を受けた被災者の住家へのブルーシート等の展張をすることで、被災者の住宅の損傷被害の拡大を防止する。具体的には、
 - ・屋根等に被害を受け、雨漏り又は雨漏りのおそれがある住家へのブルーシート等の展張
 - ・損傷を受けた住宅の外壁や窓硝子へのブルーシートの展張やベニア板による簡易補修による風雨の浸入の防御
 - ・アパートやマンション等の外壁材（タイルやモルタル等）の剥落に伴う落下防止ネットの展張（損傷した住宅前の歩行者の安全確保のため）などが対象になる。
- 住家の被害の拡大を防止する観点から、被害認定調査よりも早い段階でブルーシートの展張等の緊急的な修理を行うことから、住宅の被害状況について現場の目視による確認又は被災者が持参した写真等により判定を行い、救助の時期を逸しないよう速やかに実施すること。
- 「救助の必要性」、「内容の妥当性」を示す事実を確認する必要から、施行前、施工後の写真撮影を行うこと。

住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 (屋根等に被害を受けた住家へのブルーシートの展張等)

令和5年6月16日内閣府告示第91号
本改正は、公布日から施行され、改正後の規定は、令和5年4月1日から適用

近年、我が国では地震、台風、強風、竜巻、大雨等により多くの家屋で屋根の損傷等が度々発生しており、地震による屋根瓦の脱落、暴風による屋根の破損などの被害の発生した直後に降雨等による屋内の浸水被害を受け、住宅の被害が拡大するケースが発生している。

＜背景・課題＞

- 令和元年房総半島台風（第15号）や、令和3・4年と続けて発生した福島県沖を震源とする地震など、住居の屋根等に著しい損傷を発生させ、直後の降雨により住宅の被害が拡大した。
- ブルーシートの展張ができる団体等を把握しておらず、対応が後手に回った。
- 高齢者等が屋根で作業中に誤って転落し、災害関連死となるケースが発生した。 など

被災直後に、災害によって屋根等に被害を受けた住宅の損傷が
拡大しないように、被災者の住宅に対する緊急の修理を可能とする。

＜概要＞

1. 実施内容：屋根等に被害を受けた住居へのブルーシートの展張等の緊急措置
 - 屋根等に被害を受け、雨漏り又は雨漏りのおそれがある住家へのブルーシート等の展張
 - 損傷を受けた住宅の外壁や窓硝子へのブルーシートの展張やベニア板による簡易補修による風雨の浸入の防御
 - アパートやマンション等の外壁材（タイルやモルタル等）の剥落に伴う落下防止ネットの展張
2. 対象：準半壊以上（相当）の被害を受けた者（損害割合10%以上）
3. 実施期間：災害の発生の日から10日以内
4. 支出費用：1世帯当たり53,900円以内
 - ブルーシート、ロープ、土嚢など緊急措置に必要な資材費
 - 建設業者・団体等の施工費用

住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理（判断方法）

損害割合の基準確認（判断方法）

ブルーシート等の展張などの緊急修理については、救助の時期を逸しないためにも、発災後、速やかに対応する必要が生じる。このため、被害認定調査の結果を待ってから、対応するのでは間に合わない。（その間に、降雨があれば、住宅の被害はさらに拡大してしまう。）

したがって、ブルーシート等の展張などの緊急修理については、**現場確認や被災者が申請時に持参する写真等**に基づき、準半壊以上（相当）か否かについて、判断を行うこととする。

（判断方法）

- 被害認定調査における損害割合の算定方法に準じて、自治体職員が判断する。
- 例えば、屋根、外壁、窓（建具）等の貫通等の損傷があり、ひとたび降雨があれば浸水を免れない場合は、準半壊以上（相当）と判断してよい。
- 現場確認や被災者が持参した写真等に基づき判断する。
- 現場確認を行う場合も判断の客観性確保のために、現場確認を行う者が追加の写真を撮影する。
- 判定を不服とするケースも想定されるが、この場合については、現場確認等により再調査を行う。

屋根等に被害を受け、雨漏り又は雨漏りのおそれがある住家へのブルーシート等の展張（持家、借家）



- 瓦のズレ
- 下地材が露見等

損傷を受けた住宅の外壁や窓硝子へのブルーシートの展張やベニア板による簡易補修による風雨の浸入の防御（持家、借家）



- モルタルの脱落、クラック等
- サッシ窓の破損、歪みによる柱の隙間等

アパートやマンション等の外壁材（タイルやモルタル等）の剥落に伴う落下防止ネットの展張（路面箇所に限る）（損傷した住宅の前を歩行する通行人の安全確保）



- タイルやモルタルの落下、
- 屋根瓦の落下等

※ これらの「事例」については、あくまで、救助実施主体である都道府県等の判断の参考にするために掲載するものであり、これらに対象が限定されるものではない。

住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理（基準額の考え方）

ア　自治体が購入のうえ保管・管理していた資材（被災者へ給与するビニールシート、ロープ、土のう等の資材）が、緊急の修理に使用された場合については災害救助費（国庫負担）の対象。

イ

自らの労力又はNPO団体、ボランティア、消防団等の協力を得て施工する場合は、自治体から被災者へ給与するビニールシート、ロープ、土のう等の資材費とする。

ウ

建設団体・企業に修理を依頼する場合は、資材費及び修理に要する労務費及び修理に係る事務費等一切の経費とする。

ウのただし書き

自治体又は被災者から提供された資材を用いて建設団体・企業が修理を行う場合は、修理業者に対して、労務費及び修理に係る事務費とする。

エ

他の自治体や団体・企業等から無償で提供された資材を配布する場合は、費用の対象とはしない。

↓
資材を購入した自治体に救助費が支払われる
(資材費)

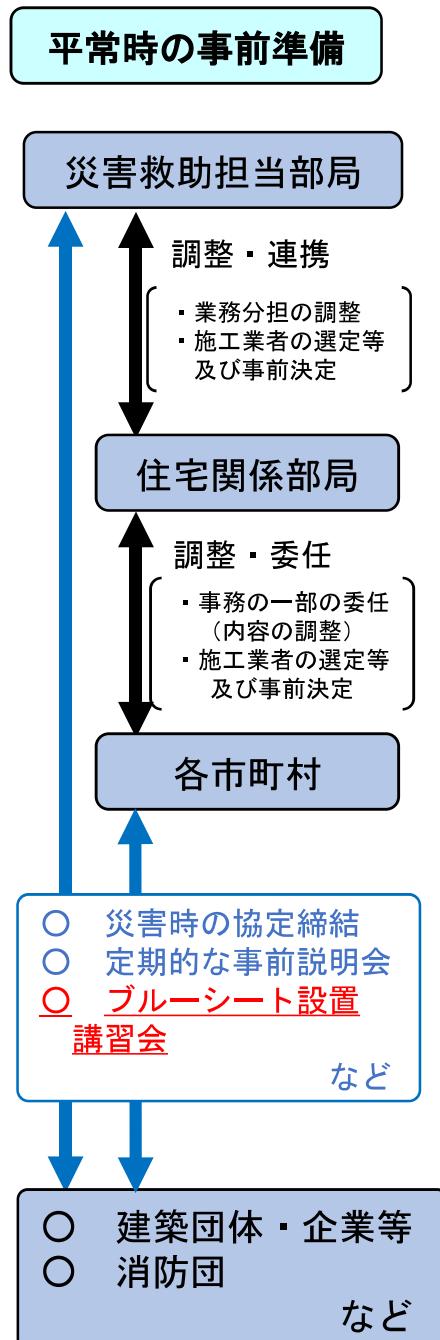
↓
施工した建設団体・企業に支払われる
(資材費+施工費用)

↓
購入した自治体に救助費が支払われる。
(資材費)

↓
施工した建設団体・企業に支払われる
(施工費用)

↓
自治体は購入していない
(対象外)

(参考) 平常時におけるブルーシート展張の講習会等の開催



高齢者等が屋根で作業中に誤って転落し、災害関連死となるケースが発生していることから、こうした二次被害を防ぐ観点からも屋根の上の作業については、知識・経験を有する建設業者・団体、消防団等が行なうことが望ましい。

これを踏まえ、各都道府県等においては、建設業者・団体、消防団等との「災害時の支援協定」の締結や、ブルーシートの緊急措置に関する講習会の開催など、短期間に安全なブルーシートの展張作業が可能な体制を構築していただくとともに、毎年度、説明会などの開催を実施する。



写真提供JVARD

【ブルーシート設置の講習会に関する問合せ先】

講習会への問合せ、申込みについては下記担当へご連絡下さい。

特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVARD） 担当：鈴木

住所：東京都千代田区大手町2-2-1 新大手町ビル267-B

電話：080-5961-9213 メール：info@jvard.jp

(参考) 平常時におけるブルーシート等の備蓄（事前購入及び資源配分）

平常時の事前購入

調達業者

協定・調達

- ・災害時支援協定の締結
- ・物資の調達・備蓄
- ・災害救助基金への積立
(給与品の事前購入)

災害救助担当部局 住宅関係部局

協定・調達

- ・災害時支援協定の締結
- ・物資の調達・備蓄

資源配分

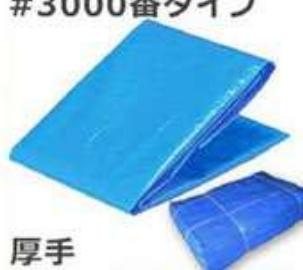
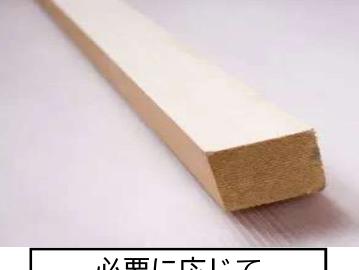
各市町村

被災者が罹災証明書により被害区分を把握するまでに2週間～1カ月程度（災害の規模によっては2カ月程度）の期間を要し、その間、住宅を放置すれば住宅の損傷は拡大する。

こうしたことから、ブルーシートの展張など緊急的に措置しなければならない事態に対して、各自治体でブルーシート等の資材を備蓄しておく必要がある。

このため、「災害救助基金」の給与品の事前購入にブルーシート等の品目を追加することとし、自治体が発災直後から被災者に配布できるよう資材を備蓄することが重要。（各市町村に資源配分しておくことが望ましい。）

給与品の事前購入対象品（1世帯当たりの配布枚数）※単価は令和5年当時

給与品	①ブルーシート (#3000)	②マイカ線 (ビニールハウスロープ)	③土のう (UVブラック土嚢)	④防水テープ (エスクロス011)	⑤木 材 (角材・ベニア板)
	#3000番タイプ  厚手	 屋根の上でオススメ			
1世帯 目安	3枚 (5.4m×7.2m) 単価 3,000円程度/枚	1巻 (300~500m) 単価 3,000円程度/巻	50枚 (UVブラック15kg) 単価 50円程度/枚	3巻 (20m×100mm) 単価 1,000円程度/巻	角材 4.5cm×4.5cm×199cm 耐水合板 182cmx91cmx3mm 単価 各2,500円程度/本・枚 必要に応じて

※ 落下防止ネットについては、専門の業者・団体で資材調達と施工を行うこと。

災害に便乗した悪質商法等への注意喚起

被災地では災害に便乗した悪質な施工業者による、高齢者を狙った杜撰な工事や高額な費用請求などが発生したとの報告があります。

こうした修理業者は被災者の心理に付け入り、言葉巧みに勧誘をし、その場で契約を迫ってきます。

まずは、修理の契約をする前にお住まいの自治体に相談してください。

また、契約後、不安に思った場合やトラブルになった場合には、直ちに「消費者相談センター」や「国民生活センター」に相談してください。（焦らず、落ち着いて！）

見守り 新鮮情報

訪問したリフォーム業者に「台風で屋根瓦が浮いている」と言われ、屋根を見てもらったところ、写真を見せられ屋根の修理を勧められた。「火災保険が下りれば実費負担なく工事ができる。

保険の申請は無料で代行する」と言われ、申込書にサインした。その後、知り合いの業者に写真を見せたら修理の必要はないと言われた。申込書には「保険適用前にキャンセルすると10万円かかる」と書かれている。契約をやめたい。
(80歳代 男性)



災害に便乗した 悪質な修理業者に注意

ひとこと助言

災害後の
勧誘に注意



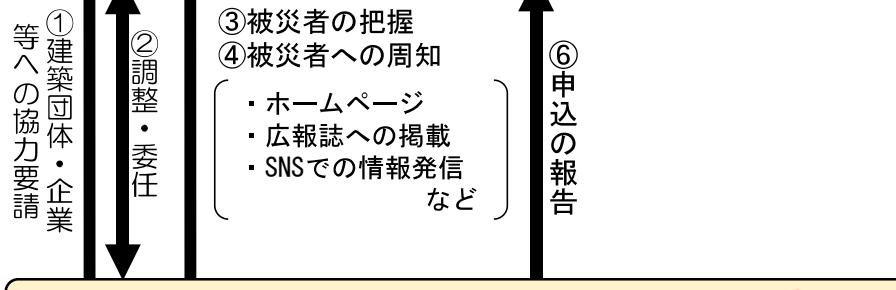
- 災害に便乗して、不必要的住宅修理を契約させられたという相談が寄せられています。
- 「火災保険が使えるので負担はない」「無料で保険の申請代行をする」と勧誘されても、すぐに契約しないようにしましょう。
- 災害により被害を受けたら、慌てずに複数の業者から工事の見積もりを取り検討しましょう。
- また、保険の適用対象となるか、申請はどのようにするかを自身が加入している保険会社に確認しましょう。
- 家族や周りの人は、高齢者や障がい者の家に不審な訪問者が来ていないか、気を配りましょう。
- 不安を感じたら、早めにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン188）。

(参考) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 (申請の流れ)

ケース①発災時 (資材のみ給与する場合)

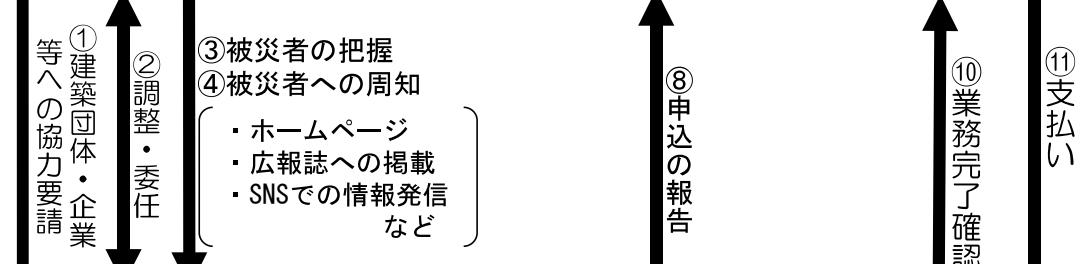
**被災者自身での施工は危険を伴います。
経験のない方は、必ず高所作業経験者と2人以上で実施してください。**

災害救助担当部局及び住宅部局 (連携)

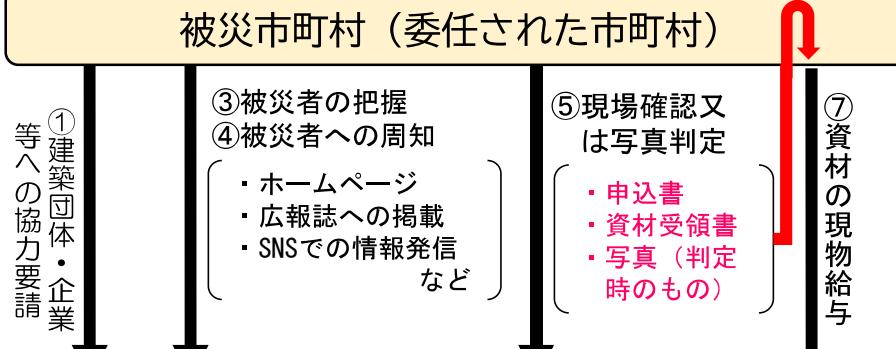


ケース②発災時 (建設団体・企業等が実施する場合)

災害救助担当部局及び住宅部局 (連携)



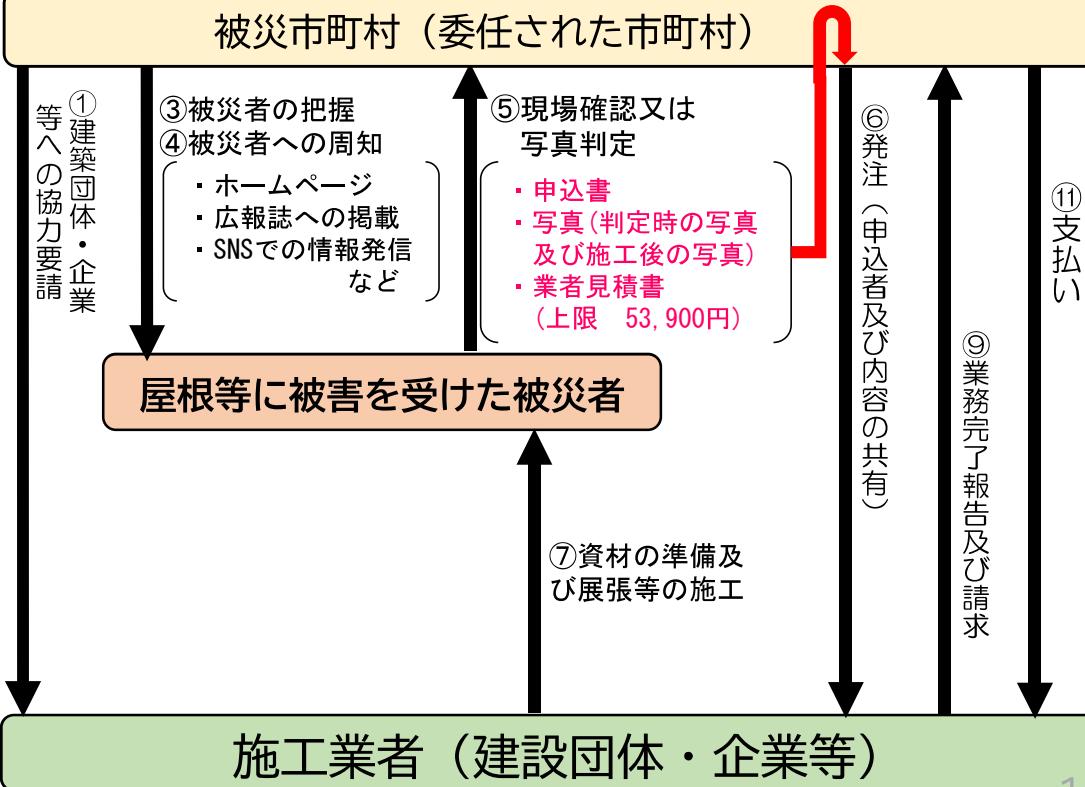
被災市町村 (委任された市町村)



屋根等に被害を受けた被災者

D I Y又はボランティアによる施工

※資材の給与は、資材費のみが救助の対象となる。
(被災者が直接購入した資材は対象にはならない。 (現物
給付のみ))



被害が生じている屋根の上のブルーシート等の展張作業は、できるだけ、適切な装備、器具を有する職人にお願いしてください。

ご自身（DIY）で作業を行わなければならない場合は、経験者（高所作業の経験を有するボランティア等）と一緒に作業を行ってください。

ご自身で作業する場合の留意点

- 屋根の上の高所作業は必ず2名以上で作業をすること。（1人では作業しないで！）
- 屋根からの落下防止のため、必ずヘルメットや命綱、安全帯を装着すること。
- 雨の降り始めや雨が止んだ直後、屋根の上は大変滑りやすいため、作業を行う際は、最新の注意を払うこと。（降雨時は作業をしないこと。）
- ハシゴや脚立て屋根に昇降する際は、重量物（ブルーシート等）を持たないこと。
(修理に必要な資材は家の中から運ぶこと。)

※ 推奨されるブルーシート（#3000）は5.4m×7.2mで1枚で約 5.6キロある。

- 長期間、修理等を行っていない住家では、屋根の下地が腐食していることもあるため、屋根の上を移動する際は、注意して歩行すること。
- 厚手のブルーシートでも、天候によっては半年程度で劣化するため、なるべく早く修理を行うこと。（ブルーシートは緊急の修理のため、早急に応急修理を行うこと。）
- 「救助の必要性」、「内容の妥当性」を示す事実を確認する必要から、施行前、施工後の写真撮影を行うこと。

※ スマホでもカメラでも構ないので、被害の状況が分かる写真と修理後の写真を撮影しておくこと。

(参考) 屋根に被害を受けた住家に対するブルーシート展張の方法

施工方法

☆下準備
テープが付きやすいように
瓦をきれいにする

ポイント

【手順1】
山の部分に先に貼ると隙間
が出来てしまう為
瓦の谷の部分（へこんでる
部分）に縦にテープを貼る

【手順2】
防水テープをブルーシート
中央から左と右に風が入ら
ないようにしっかりと貼る

【手順3】
縦のブルーシートの部分
(まだ貼っていない側) に
も、防水テープを貼る

【手順4】
防水テープを貼ると
しわが入る為その部分に土
嚢を載せる



《資料作成・協力・監修》

作成：千葉県台風15号被害ブルーシート救援NPO団体検討委員会

協力：特定非営利活動法人 JVOAD

監修：特定非営利活動法人 災害救援レスキューアシスト

土嚢の置き方



マイカーラインで落下防止！



ポイント

- 土嚢は棟をまたいで均等の距離でおく
- 土嚢でおさえる場合、幅はだいたい1mピッチくらいで
- 必ずマイカ線で屋根から落下しないように結ぶ
☆UV土嚢袋が無い場合（白い土嚢袋）は、三枚重ねで使用



ダメな例



危険！！！

- 瓦やガレキを入れると袋が破れて地上に落下する危険大
- UV土嚢袋を使わなかった場合、2か月くらいで劣化し、中身が飛び出ます
- 土を使った場合、UV土嚢袋でも、植物などが生えてくる可能性が高いです
☆土嚢の中身は、砂またはバラスがオススメ



《資料作成・協力・監修》

作成：千葉県台風15号被害ブルーシート救援NPO団体検討委員会

協力：特定非営利活動法人 JV0AD

監修：特定非営利活動法人 災害救援レスキューアシスト

第4 救助の程度、方法及び期間に関する事項

救助の程度、方法及び期間については、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事がこれを定めることとされており、一般的には次により取り扱うこととしているが、この取扱いはあくまでも原則的な考え方であり、硬直的な運用に陥らないように留意すること。

通常、この内閣総理大臣が定める基準を一般基準と言い、一般基準によっては救助の適切な実施が困難な場合に、都道府県知事が内閣総理大臣に協議し、その同意の上に定める基準を特別基準と言っている。

災害は、その規模、態様、発生地域等により、その対応も大きく異なるので、実際の運用に当たっては、内閣府と連絡調整を図り、必要に応じて内閣総理大臣に協議し、特別基準を設定するなど、救助の万全を期する観点から、柔軟に対応する必要があるものである。

10 住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理（被災した住宅の緊急修理）

（1）目的・趣旨

法による住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理（以下「緊急の修理」という。）は、住家が半壊、半焼又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具（玄関、窓やサッシ等）等の必要な部分に対してブルーシートの展張などを行い、被災直後の降雨によって住宅の被害が拡大しないようにすることを目的とする。

【参考】「住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理」について

（令和5年6月16日公布・令和5年4月1日に遡及して適用）

令和元年房総半島台風（第15号）や、令和3年・4年と2年続けて発生した福島県沖を震源とする地震など、住居の屋根等に著しい損傷を発生させ、直後の降雨により住宅の被害が拡大したケースや、高齢者等が屋根でブルーシートの作業中に誤って転落し、災害関連死となるケースが発生した。

これを踏まえ、地震や暴風により住宅の屋根や外壁に被害を受け、その後の降雨等により住宅が浸水するおそれが高い場合について、ブルーシートやベニヤ板、落下防止ネット等で緊急的に措置し、住宅の損傷が拡充しないよう、ブルーシートの展張など発災後に緊急的に実施する救助を、被災した住宅の応急修理とは別枠で、法による救助の対象と位置付けた。

（2）実施内容

具体的な実施内容は、次に掲げるものとする。また、円滑に緊急の修理を実施するため、地方自治体においては、平時から、実施要領（別添4「住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理実施要領（例）」参照）を定めるとともに、あらかじめ緊急の修理を実施する事業者を指定しておくなど事前の備えを進めておく必要がある。

- 屋根等に被害を受け、雨漏り又は雨漏りのおそれがある住家へのブルーシート等の展張
- 損傷を受けた住宅の外壁や窓硝子へのブルーシートの展張やベニヤ板による簡易補修による風雨の浸入の防御
- アパートやマンション等の外壁材（タイルやモルタル等）の剥落に伴う落下防止ネットの展張（損傷した住宅前の歩行者の安全確保（2次被害防止）のため）

（3）対象世帯

緊急の修理は、災害のため住家が半壊、半焼（大規模半壊から半壊までの住家）又はこれに準ずる程度（準半壊程度相当）の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行う。その判断に際しては、次の点にご留意いただきたい。

ア 全壊又は全焼等の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であると考えられることから、原則として、緊急の修理の対象とはならないが、全壊等であっても修理すれば居住することが可能であり、かつ、引き続き、当該住家に居住する意思がある場合には、対象として差し支えない。

イ 緊急の修理は、災害により受けた被害を補償するものではなく、住宅の応急修理（10の項参照）を行うまでの当分の間、ブルーシートやベニヤ板、落下防止ネットなどで緊急的に修理し、住宅の損傷が拡大しないようにすることを目的としたものであることから、住

家ののみを対象とし、物置、倉庫、駐車場等は対象とならない。

なお、発災時点において借家や公営住宅に居住していた者であっても、所有者による修理が行われるまでの間、雨漏り等を防御する必要があり、かつ、引き続き、当該貸家又は公営住宅に居住する意思がある場合には、対象として差し支えない。

ウ ブルーシートの展張などの緊急の修理は、発災後、次の降雨までに速やかに実施する必要があることから、住家の損傷状況については、現場での目視による確認や被災者が申請のため持参した住家の被害状況写真等に基づき、準半壊以上（相当）の被害であるか否かを判断することで足り、必ずしも、罹災証明書の交付を待つ必要はない。なお、判断方法は、原則として、次に掲げるとおりとする。また、この方法による判断結果は、被害認定調査の結果を拘束しないことに留意されたい。

(判断方法)

- ・ 被害認定調査における損害割合の算定方法に準じて、自治体職員が現場で判断する。
- ※ 現場確認を行う場合、判断の客觀性確保のために、現場確認を行う者が追加の写真を撮影すること
- ・ 被災者が持参した写真等に基づき判断する。
- ※ 写真により判断する場合、判断を不服とされるケースも想定されるが、その場合は、現場確認等による再調査を行うこと
- ・ 例えば、屋根、外壁、窓（建具）等の貫通等の損傷があり、ひとたび降雨があれば浸水を免れない場合は、準半壊以上（相当）と判断して差し支えない。

エ 緊急の修理は、災害発生時点においてそこに居住していた世帯に対して行うものであり、自らが所有する住家であるか、借家であるかを問わない。

(4) 期間

緊急の修理は、住宅の応急修理を実施するまで間、被災直後の降雨によって住宅の被害が拡大しないようにすること等を目的として実施されるものであり、災害発生の日から 10 日以内に完了するように実施する必要がある。具体的には、以下の点にご留意いただきたい。

ア 被害認定調査の結果を待つことなく、現場での目視確認や被災者から提出された写真等に基づき判断を行い、短期間でブルーシートの展張を完了するよう努めること。

イ 災害の規模や被災地の実態等によって、緊急の修理を早期に完了するための方策を可能な限り講じた上でも、やむを得ず 10 日以内で救助が完了しない場合には、内閣総理大臣に対する延長協議が必要となることから、実態等に即した必要な実施期間の延長について都道府県又は救助実施市（以下「都道府県等」という。）に速やかに連絡すること。

(5) 災害救助基金における備蓄物資

災害救助基金による給与品の事前購入としてブルーシート等の品目を追加すること。

また、都道府県等が災害救助基金として購入した資材を市区町村に資源配分し、発災直後から迅速に被災者に提供できるよう備蓄を行うこと。

災害救助基金で事前購入した備蓄物資を災害救助法が適用された日以降に、対象者に対して緊急の修理で使用した場合は、使用した分は救助費の対象として差し支えない。

なお、以下に一世帯当たりの資材の数量の目安を示すので参考とされたい。

※ ブルーシート#3000 とは、3.6m×5.4m サイズの質量が約 3000g (3kg) である製品であり、国産であれば、概ね耐候性・防水性・強度が優れており長期間使用できるものとなっている。

近年、ネット販売を含め、ブルーシートも多数流通しており、その一部の製品には、#3000 と規定されていても、耐候性・防水性・強度が低く、劣化が早い粗悪なものも流通している。

被災者が住宅の屋根に展張するためのブルーシートであることから、一定期間、炎天下にさらされることを考えると、耐候性等を考慮した#3000 又はこれに準じる品質の製品を調達することが望ましい。

《一世帯当たりの目安数量》

・ブルーシート	3 枚	#3000 又はこれに準ずる耐候性を有する製品 (サイズ : 5.4m×7.2m 参考価格 : 3,000 円程度)
・ビニールハウスロープ	1 卷	マイカ線又はこれに準ずる耐久性等を有する製品 (長さ : 300m~500m 参考価格 : 3,000 円程度)
・防水テープ	3 卷	エースクロス 011 又はこれと同等の粘着性能を有する製品 (サイズ:20m×100mm 参考価格 1,000 円程度)
・土嚢袋	50 枚	UV ブラック土嚢又はこれに準ずる耐候性を有する製品 (サイズ:15 kg 参考価格 50 円/枚程度)

※参考価格は令和5年度当時の価格である。

《その他、必要に応じて提供可能な資材》

・ベニヤ板	耐水合板 182cmx91cmx3mm (縦×横×幅は任意) (参考価格 2,500 円程度)
・角材	角材 4.5cmx4.5cmx199cm (縦×横×長さは任意) (参考価格 2,500 円程度)

※ タイル・モルタル等の落下防止ネットは、建物の大きさによりサイズも異なるため、修理業者に依頼して展張すること。

(6) 基準額

緊急の修理は、現物給付をもって行う。そのために支出できる費用は、ビニールシート、ロープ、土のう等の資材費、修理に要する労務費及び修理に係る事務費等一切の経費を含むものとし、基準告示に定める額以内とする。また、以下の点にご留意いただきたい。

- ア 自治体が購入のうえ保管・管理していた資材（被災者へ給与するビニールシート、ロープ、土のう等の資材）が緊急の修理に使用された場合、救助費（国庫負担）の対象とする。
- イ 自らの労力又はNPO団体、ボランティア、消防団等の協力を得て施工する場合は、自治体から被災者へ給与するビニールシート、ロープ、土のう等の資材費とする。

資材を給与する場合は、受領書を受取り、同一の被災者に複数回提供することがないようすること。

- ウ 建設団体・企業に修理を依頼する場合は、資材費及び修理に要する労務費及び修理に係る事務費等一切の経費とする。

ただし、自治体又は被災者から提供された資材を用いて修理を行う場合は、修理業者に対する労務費及び修理に係る事務費とする。（資材は自治体で購入したものを使用するため、費用の対象とはしない。）

- エ 他の自治体や団体・企業等から無償で提供された資材を被災者に配布する場合は、救助費の対象とはしない。
- オ 上記目的以外に使用された資材費については、救助費（国庫負担）の対象とならないので留意すること。
- カ 同一住家（1戸）に2以上の世帯が居住している場合で、それぞれの世帯が住民登録をしている（それぞれの世帯に罹災証明書が交付される）場合には、緊急の修理のため支出できる費用の額は、それぞれの世帯に対し、1世帯当たりの額以内とする。

（7）ブルーシート展張の講習会等の開催（平時の取組）

高齢者等が屋根で作業中に誤って転落するケースが発生していることから、こうした被害を防ぐ観点からも、屋根の上での作業については、知識・経験を有する建設業者・団体、消防団等が施工することが望ましい。これを踏まえ、各都道府県等においては、平時から、建設業者・団体、消防団等との「災害時の支援協定」の締結を行うとともに、ブルーシートの展張に関する講習会の開催など、安全なブルーシートの展張作業が可能な体制を構築する必要がある。

（8）申込書類等

- ア 緊急の修理の申込時に必要となる資料は以下のとおりであり、都道府県等はその記載内容等を確認の上、受付すること。
 - ① 住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理に関する申込書（様式第1号）
 - ② 被害状況報告書（準半壊以上（相当）と判断するための写真）（様式第1号の2）
 - ③ 受領書（県・市町村から資材の給与を受けた場合に記載）（様式第2号）
 - ④ 緊急の修理に関する依頼書（県・市町村から修理業者に依頼）（様式第3号）
 - ⑤ 緊急の修理に関する連絡書（県・市町村から被災者に連絡）（様式第4号）
 - ⑥ 工事完了報告書（修理業者から県・市町村に報告）（様式第5号の1）
 - ⑦ 緊急の修理（施工前・施工後）の施工写真（様式第5号の2）
- イ 施工業者は、迅速性を求めるため、原則、自治体が指定する。このため、施工業者からの見積書は必要ない。
- ウ 上記以外に自治体において必要と判断する資料については、適宜、被災者に対し、追加で提出を求めて差し支えない。
- エ その他、会計処理上必要な書類（負担行為・支払いに係る書類、債主登録票）については、各自治体において会計・経理部門と調整のうえで提出を求ること。
- オ 「救助の必要性」や「内容の妥当性」を確認するため、被害の状況が分かる写真（施工前、施工後）を撮影すること（スマートフォンにより撮影した写真で構わない。）。
- カ また、施工前、施工後の写真を撮り忘れた場合においては、住宅の応急修理を実施する前には、必ず写真を撮影すること。

なお、写真を撮り忘れた場合には、代替方法として、施工業者がブルーシート展張前の状況、ブルーシートの展張を行わなければならない状況等について図面にブルーシートの展張箇所等を印した上、屋根の状況等を記載した『「被災した住宅の緊急修理」証拠写真代替資料』において証明すること。
(写真が添付されておらず、申立書の記載内容では被害状況を把握できない場合は、国庫負担の対象とならない場合もあるので、留意すること。)

(9) 留意点

緊急の修理を実施するに際しては、次の点にご留意いただきたい。

- ア 被災地では、災害に便乗した悪質な施工業者による、高齢者を狙った杜撰な工事や高額な費用請求などが発生したとの報告がある。こうした業者は被災者の心理に付け入り、言葉巧みにしつこく勧誘を行ってくることから、各都道府県及び市町村においては、被災者に対して、その場での契約はしないよう広報とともに、ブルーシートの展張等を行う際は、まずは、都道府県又は市町村に相談するよう周知すること。
- イ 都道府県等は、あらかじめ緊急の修理を迅速かつ円滑に実施するため、制度の目的、基準額・実施期間、全体の手続の流れ、書類の記入方法、資材の調達・保管、ブルーシート等の展張の仕方等を建設業者・団体や消防団等に周知し、理解の促進に努めること。
- ウ 救助を迅速に実施する観点から、あらかじめ都道府県等が指定した業者等と連携してブルーシートの展張を行うこと。必要に応じて指定業者リスト等の追加削除等の管理を行うこと。
- エ 県又は事務委任を受ける市町村は、被災者に対する「緊急の修理に関する相談窓口」を開設し、業者リストを提示するとともに、緊急の修理に関する制度概要を説明する。以後の手続きは図1-1及び図1-2のとおり。

(10) 必要な書類

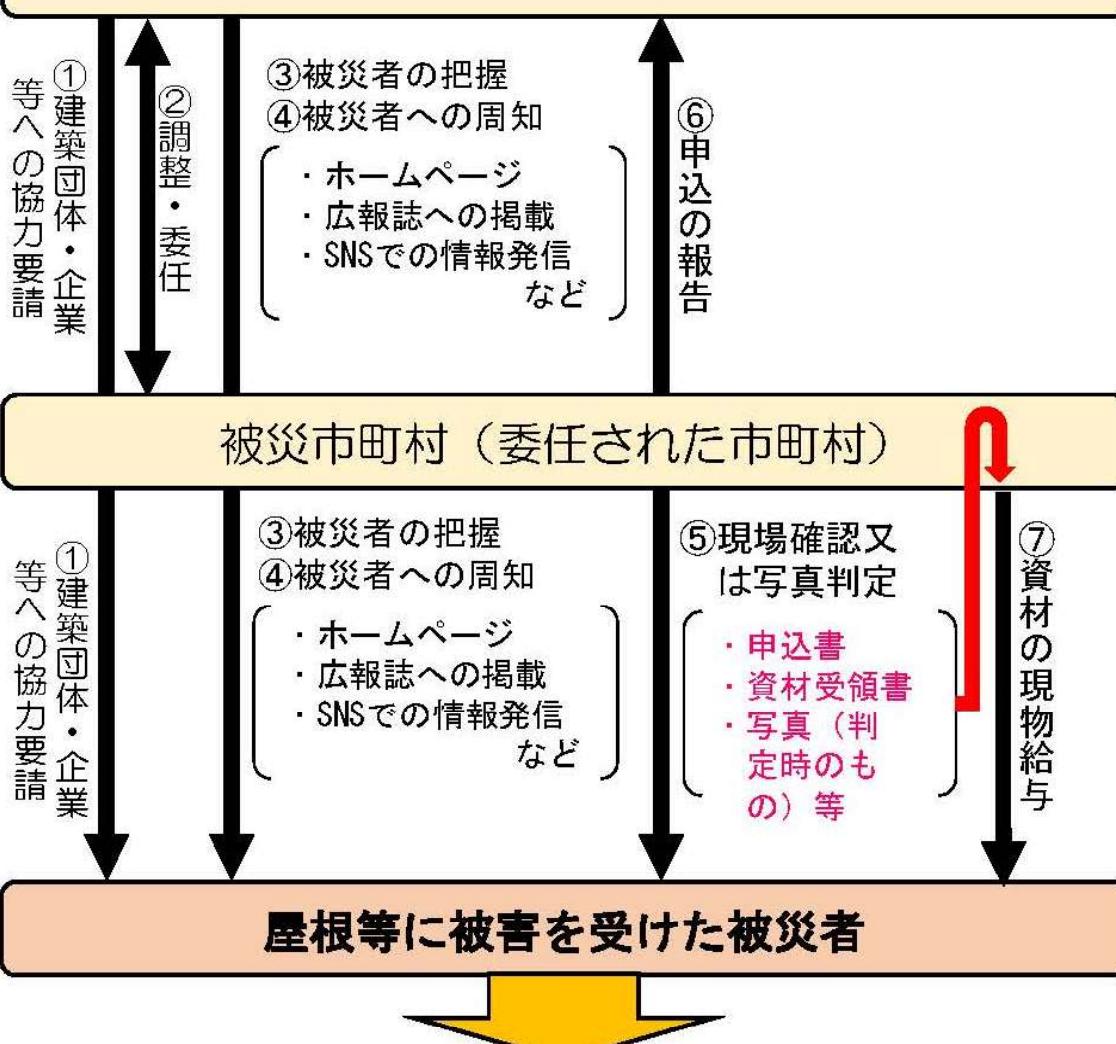
緊急の修理に当たっては、都道府県等は、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存すること。ただし、これら書類、帳簿等の整備、保存が著しく困難な場合には、できる限り、これらに代わるものを作成、保存すること。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 緊急の修理記録簿
- ウ 緊急の修理に関する支払のための証拠書類等

ケース①発災時（資材のみ給与する場合）

**被災者自身での施工は危険を伴います。
経験のない方は、必ず高所作業経験者と
2人以上で実施してください。**

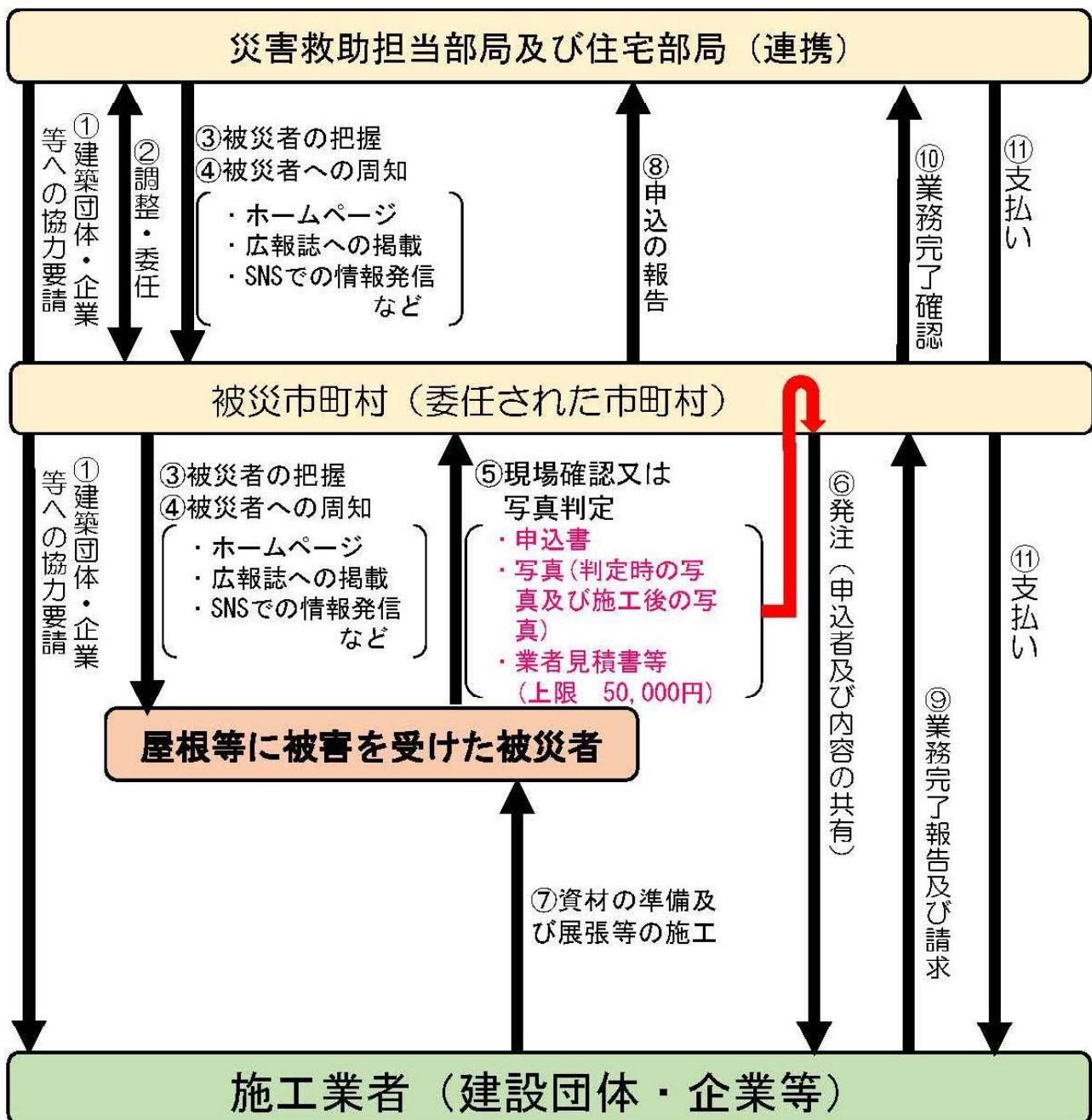
災害救助担当部局及び住宅部局（連携）



D I Y 又はボランティアによる施工

※資材の給与は、資材費のみが救助の対象となる。
(被災者が直接購入した資材は対象にはならない。 (現物
給付のみ))

ケース②発災時（建設団体・企業等が実施する場合）



災害により住宅に被害を受けた方へ大切なお知らせです。

周知用
イメージ

令和5年
度から

災害により、屋根等に被害を受けた住宅
に対し、ブルーシートの支給等について、
自治体からの支援が受けられます。

災害により屋根等に被害が生じた住家には、次の雨に備えて、

- ・ 屋根等に被害を受け、雨漏り又は雨漏りのおそれがある住家へのブルーシート等の展張
- ・ 損傷を受けた住宅の外壁や窓硝子へのブルーシートの展張やベニヤ板による簡易補修による風雨の浸入の防御
- ・ アパートやマンション等の外壁材（タイルやモルタル等）の剥落に伴う落下防止ネットの展張（損傷した住宅前を歩行する方々への安全確保（2次被害防止）のため）

などに対して自治体から救助が受けられます。

○対象：屋根、外壁、建具（窓や玄関）等に損傷があり、ひとたび雨が降れば浸水を逸れない方で、自治体から「準半壊以上（相当）」と判断された方になります。

※「準半壊以上（相当）」の判断は、自治体職員による現場確認又は被害を受けた方が持参した写真で判断します。

カメラがない場合はスマホで構いません。必ず写真を撮影してください。

※住家が対象となります。物置、倉庫や駐車場等は対象となりません。

○期間：災害発生の日から10日以内

○支援内容：上限5万円以内（①又は②のいずれか）

- ① ブルーシート、ロープ、土のう等の資材の現物給付
- ② 修理業者・団体によるブルーシート展張等の修理の提供

<留意点>

- ・1人での作業は非常に危険です。作業はできるだけ適切な装備（ヘルメットや安全帯）を装着して、経験者と2人以上で行いましょう。
- ・破損状況を箇所別に撮影しましょう。
- ・修理前、修理後の写真が必要です。修理業者に撮影を依頼しましょう。

都道府県・市町村名

見守り 新鮮情報



©Kurosaki Gen

訪問したリフォーム業者に「台風で屋根瓦が浮いている」と言われ、屋根を見てもらったところ、写真を見せられ屋根の修理を勧められた。「火災保険が下りれば実費負担なく工事ができる。

保険の申請は無料で代行

する」と言われ、申込書にサインした。その後、知り合いの業者に写真を見せたら修理の必要はないと言われた。

申込書には「保険適用前にキャンセルすると10万円かかる」と書かれている。契約をやめたい。

(80歳代 男性)

災害に便乗した 悪質な修理業者に注意

ひとこと助言



災害後の
勧誘に注意

- 災害に便乗して、不必要的住宅修理を契約させられたという相談が寄せられています。
- 「火災保険が使えるので負担はない」「無料で保険の申請代行をする」と勧誘されても、すぐに契約しないようにしましょう。
- 災害により被害を受けたら、慌てずに複数の業者から工事の見積もりを取り検討しましょう。
- また、保険の適用対象となるか、申請はどのようにするかを自身が加入している保険会社に確認しましょう。
- 家族や周りの人は、高齢者や障がい者の家に不審な訪問者が来ていないか、気を配りましょう。
- 不安を感じたら、早めにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン188）。